

**令和3年度「宮崎ファン創出・拡大事業」業務委託
企画提案競技実施要領**

1 事業目的

コロナ禍における本県ならではの暮らしの体験や魅力の発信等を通じて、移住予備軍となる関係人口を創出・拡大し、将来的な移住に繋げるため、本県が強みを持つ県内外の施設等において、本県の魅力を発信するためのイベントを開催する。

2 業務委託の内容

次の(1)から(7)までの業務について委託する。

(1) 県外客の来訪が見込めるスポーツイベントにおける本県魅力のPR

本県内で開催されるスポーツイベントにおいて、PRブースを設け、本県の魅力を発信する。

なお、コロナ禍により開催予定が不明瞭であることから、企画提案の段階ではイベント候補を3つ程度挙げ、県と調整の上、決定したイベントでのPRを実施すること。(うち2イベントでの実施を想定)

(2) 都市部での本県物産・観光等イベントにおける本県魅力のPR

都市部で開催する本県の物産や観光等のPRイベントの中で、PRブースを設け、本県の魅力を発信する。

なお、コロナ禍により開催予定が不明瞭であることから、企画提案の段階ではイベント候補を東京・大阪・福岡で各1つ以上挙げ、県と調整の上、決定したイベントでPRを実施すること。(うち3イベントでの実施を想定)

(3) 都市部の人工波サーフィン施設での本県魅力のPR

都市部の人工波サーフィン施設において、本県のサーフィン環境や魅力を発信するイベントを開催する。(シティーウェーブ東京(東京都品川区)での開催を想定)

なお、開催に当たっては、本県ゆかりのプロサーファーによる本県サーフィン環境のPRやセミナー、交流会等を実施すること。

また、事前の広報のほか、会場の定員に合わせ、事前に参加申込みを受け付けるとともに、問い合わせ等にも対応すること。

(4) 都市部のボルダリング施設での本県魅力のPR

都市部のボルダリング施設において、本県のボルダリング・ロッククライミング環境や魅力を発信するイベントを開催する。(東京都内大型ボルダリング施設での開催を想定)

なお、開催に当たっては、本県のボルダリングやロッククライミング環境をPRできるクライマーの参加や、セミナー、交流会等を実施すること。

また、事前の広報のほか、会場の定員に合わせ、事前に参加申込みを受け付けるとともに、事前問い合わせ等にも対応すること。

(5) **動画撮影・制作**

上記(3)、(4)のイベント実施風景を撮影し、編集の上、2～3分程度の動画を2本作成すること。

なお、動画についてはイベント終了後も、県の広報資材として活用することから、出演者の了解や権利等については留意した上で作成すること。

(6) **アンケートの実施**

上記(3)、(4)のイベントにおいては、参加者に対しアンケートを実施し、とりまとめること。

(7) **事業完了報告書の作成**

事業終了後、実施結果及びアンケート結果等を報告書とし提出すること。

(8) **その他**

上記(1)～(4)の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努め、その取組内容について企画提案書に記載すること。

3 契約期間

契約の日から令和4年3月31日（木）まで

4 委託料

11,290千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

※委託業務に係る全ての経費が含まれています。

※委託料の支払は、委託業務完了後となります。

5 企画提案競技参加資格要件

次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (5) 国、県、市町村等が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員

等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

- (9) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (10) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール（予定）

- (1) 実施公告 令和3年4月23日（金）
- (2) 参加申込期限 令和3年5月6日（木）
- (3) 質問受付期限 令和3年5月12日（水）
- (4) 企画書提出期限 令和3年5月19日（水）
- (5) 審査結果通知 令和3年5月26日（水）頃

8 企画提案競技の方法

(1) 参加の意思表示

参加される場合は、別紙「参加申込書」により申込みをしてください。また、併せて別紙「誓約書」及び「課税事業者届出書」も提出してください。

※誓約書につきましては先に電子メール又はファクシミリで送付いただき、企画書等の提出の際に原本の提出をお願いします。

- ① 提出期限 令和3年5月6日（木）午後5時まで
- ② 提出先 下記連絡先
- ③ 提出方法 電子メール又はファクシミリ

(2) 企画書等の提出

① 提出書類等（各6部）

ア 企画提案書（各社の提案は、1社1案とします。）

※ A4版で1冊にまとめてください。

イ 費用見積書

費用内訳を記載してください。金額は「税込」、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」、業務内容は「令和3年度宮崎ファン創出・拡大事業業務委託」とします。

② 提出期限等

ア 提出期限

令和3年5月19日（水）午後5時まで（必着）

イ 提出先

〒880-8501宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1（県庁本館3階）

宮崎県 総合政策部 中山間・地域政策課

移住・定住推進担当（担当者：岡部）

電話 0985-26-7922

ウ 提出方法

持参又は郵送

③ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない

(3) 審査

書類審査による「企画提案競技方式」とし、次の各項目について審査を行い、順位点の合計得点が最も高かった参加者を受託者として決定します。

（審査基準）

① 「2 業務委託の内容」(1)～(4)の各イベントにおけるPRの内容

本県魅力のPR方法について、新型コロナウイルスの感染拡大防止に対する工夫を行いながら、効果的で具体的な企画を提案しているか。

② 「2 業務委託の内容」(3)及び(4)のPRにおける集客に関する提案

効果的な集客に関する具体的な企画を提案しているか。

③ 事業実施体制、実績等

適切に事業を実施できる体制を構築しているか。また、これまで類似事業の実績を有しているか。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、令和3年5月26日（水）頃を目途に、採択・不採択にかかわらず通知します。

(5) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

② 提案書を期限までに提出しないとき

③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

(6) (5)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

(1) この企画提案競技に係る説明会は、開催いたしません。

企画提案競技に関する質問は、下記連絡先までFAX又は電子メールにて別紙「質問票」の提出をお願いします。

担 当	宮崎県 総合政策部 中山間・地域政策課 移住・定住推進担当 岡部
F A X	0 9 8 5 - 2 6 - 7 3 5 3
電子メール	okabe-yuzai@pref.miyazaki.lg.jp
提出期限	令和3年5月12日(水) 午後5時必着

- ※ いただいた質問のうち、すべての応募者に周知の必要があると判断されるものについては、メール又は県庁ホームページ等でお知らせします。
- (2) 当業務委託に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとします。
 - (3) 今回の企画提案に係る費用については、全て提案者の負担とします。
 - (4) 提出書類については返却しませんので、御注意ください。
 - (5) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合があります。
 - (6) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県（発注者）と十分に打合せを行い、業務の目的を達成するものとします。
 - (7) 新型コロナウイルス感染症の状況等により、実施できない事業が生じた場合には、既に発生した必要経費を除いて、委託料を減額する可能性があります。